

平成22年度循環型社会形成推進科学研究費 (循環型社会形成推進研究推進事業)公募要領

平成22年1月4日

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成22年度循環型社会形成推進科学研究費による「循環型社会形成推進研究推進事業」を公募します。

この公募は、本来平成22年度予算が成立した後に行うべきものですが、補助金交付の早期化のために予算成立前に行うもので、補助金の交付については、平成22年度予算の範囲内で行います。

★募集内容は…★

「循環型社会形成推進研究推進事業」

研究を主な事業とする法人が行う研究成果等の普及、外国人研究者の招へいなど日本人研究者の海外への派遣による廃棄物に関する研究を支援するための事業であって、前年度に行われた「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」の有意義な成果を普及させるために行う事業並びに3Rに係る研究事業を支援するための国際会議の開催等を行う事業を対象とします。

★本事業の募集期間は…★

平成22年1月4日(月)から2月5日(金)午後5時まで

★お問い合わせは…★

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351(代表)内線6858、6857 e-mail: hairi-haitai@env. go. jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (9:30~17:30) 土曜日、日曜日及び国民の祝日除く

【ご注意】

府省共通研究開発管理システム(以下、e-Radとする)による応募となります。また、応募する事業等により、e-Radへの登録と併せて書類等を環境省あて提出(電子メール、郵送、宅配便及び持参)が必要な場合がありますので、公募要領を十分にご確認ください。なお、その場合は、応募を完了するためには、受付期間内に全ての応募手続きを完了しなければなりません。

また、e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。登録手続きには、通常2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

循環型社会形成推進研究推進事業

1 目的

本事業は、「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」において実施した課題の有意義な成果についての普及及びその他の研究事業の支援を目的とします。

2 公募対象とする事業

次の事業をすべて実施するものを対象とします。

- ① 前年度に行われた「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」の有意義な成果を効果的に普及させる事業
- ② 来年度の「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」の公募に係る広報事業
- ③ 3Rに係る研究事業を支援するため、アジア地域の廃棄物管理・3R分野の専門家によるネットワークに向けて、適正な国際資源循環及び廃棄物適正管理システムの構築に関して検討する国際的な会議について、環境省が提示する関係組織と協力して企画・運営・開催する事業
- ④ その他研究事業を支援するための外国人研究者の招へい及び日本人研究者の海外派遣の事業

3 公募について

(1) 応募に際しての要件

- ① 事業の実施期間は採択後から平成23年3月31日までとします。
- ② 応募できる者は、研究を主な事業目的としている法人（日本の法人格を有しているもの）であって、応募に当たっては当該事業に係る事務連絡等を行うための担当者（事務連絡担当者）を選出していただきます。

(2) 応募の手続きについて

- ① 申請者について
研究を主な事業とする法人の代表者が申請してください。

- ② 応募の方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請を行うとともに、添付書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課あて電子メール、郵送、宅配便及び持参のいずれかで提出してください。応募を完了するためには、受付期間内に全ての応募手続きを完了しなければなりません。

【府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により申請するもの】

- イ 循環型社会形成推進科学研究費補助金実施計画書（以下、実施計画書）
環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h22/Kobo2/index.html） またはシステムから様式をダウンロードしてください。

【環境省に電子メール、郵送、宅配便及び持参のいずれかで提出するもの】

- ロ 商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本
（循環型社会形成推進科学研究費補助金交付要綱第3条3項に掲げるハ、ホ、トの研究機関が応募する場合に限る。）
- ハ 貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済を証する書類について、直近の3年分

（上記ロ、ハの提出先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館26階）
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当
電話 03-3581-3351（内線6858、6857） F A X 03-3593-8263
メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

※郵送、宅配便の場合は、封筒に「循環型社会形成推進研究推進事業添付書類」と朱書きしてください。

（書類の提出に当たっての諸注意）

- ◇用紙サイズは、A4版とします。
- ◇申請者の方が分かるように送付してください。
- ◇応募書類は返還致しません。
- ◇郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

（メールにより提出する際の留意事項）

- ◇全ての各種添付書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。
- ◇応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇メール件名は、「22 推進応募」（22は半角）としてください。
- ◇メールの本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。
- ◇応募書類は添付ファイルとしてください。
 - ◇添付ファイル名は、法人名を使用し、[s22kasumiga01.doc]（株式会社霞ヶ関の場合）いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。
 - また、会社名の前に「s22」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。
- ◇応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。
- ◇電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、WORD形式、EXCEL

形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。

◇添付書類についてはPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。

◇各ファイルは白黒で印刷されることを前提に作成してください。

◇添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

◇当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

◇応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

③ 受付期間

平成22年1月4日（月）から2月5日（金）午後5時まで

④ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

イ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを經由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものの。

ロ システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受付けることとする。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けることとする。

循環型社会形成推進科学研究費のホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h22/kobo2/index.html) 及びシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認の上、問い合わせること。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できない。

(問い合わせ先)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351(代表)内線6858、6857 e-mail: hairi-haitai@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 (9:30~17:30) 土曜日、日曜日及び国民の祝日除く

ハ システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けることとする。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができる。システム利用規約に同意の上、応募すること。

システムの利用可能時間帯

平日は、午前6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とし、日曜日は、午後6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とする。土曜日及び国民の祝日は運用停止とする。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがある。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせする。

研究機関の登録

システムを経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となる。研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照すること。登録手続きに日数を要する場合があるので、2週間以上の余裕をもって登録手続きすること。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称する。

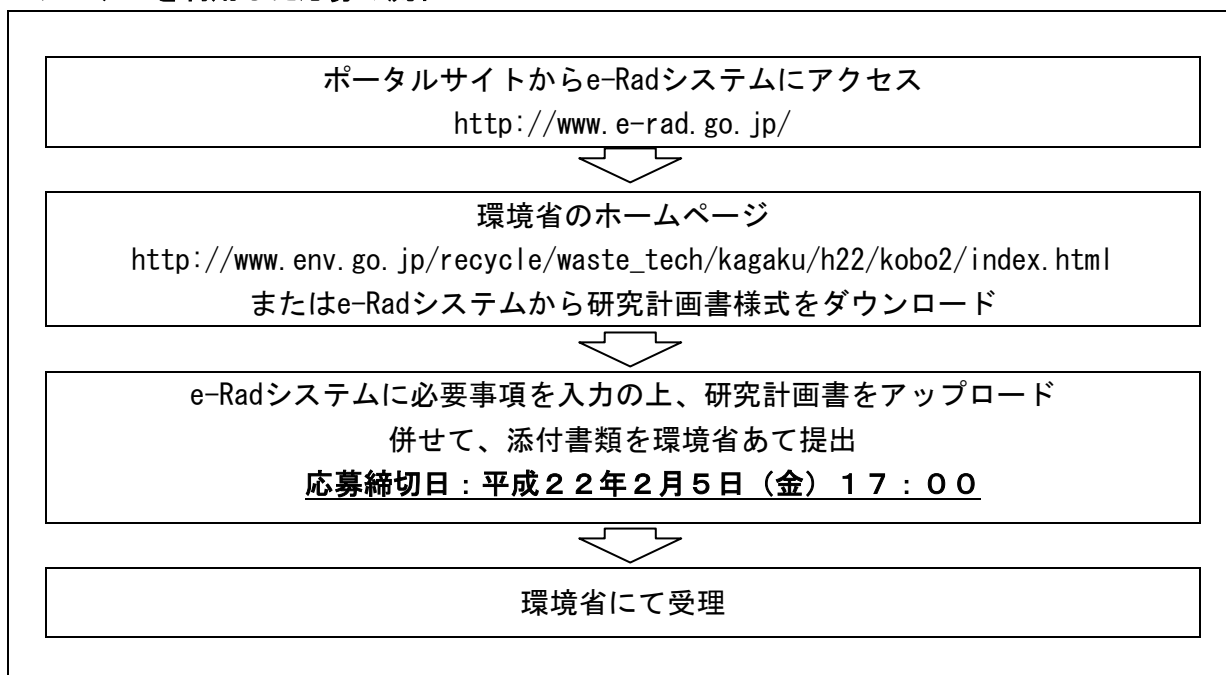
研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となる。

個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供する。

ニ システムを利用した応募の流れ



ホ 注意事項

- ・ システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできる。
- ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードすること。
- ・ 申請書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募すること。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照すること。
- ・ 申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとすること。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されない。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照すること。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBである。
- ・ 申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換される。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があるため、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認すること。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照すること。
- ・ 申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができる。提出締切までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となる。

4 採択について

(1) 採択の概要

- ① 応募された事業は、環境省に設置する外部有識者からなる「循環型社会形成推進科学研究企画委員会」の評価の結果を踏まえ、環境省において採択します。
- ② 上記企画委員会が高い評価を得た課題が採択されます。

(2) 評価基準

評価基準は以下のとおりです。なお、審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

① 事前評価（公募時）

「実施計画書」により、以下の項目の評価を行う。

- イ 学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ロ 社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ハ 計画の妥当性：事業の計画が十分に練られたものであるか。
- ニ 実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。

※ 評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

② 事後評価（事業終了後）

「実績報告書」により、以下の項目の評価を行う。

- イ 目標の達成度：目標を達成したか。
- ロ 成果の学術的貢献度：当該研究分野の発展に貢献をしたか。
- ハ 成果の社会的貢献度：特に社会的要請の強い課題等に貢献したか。

※ 評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された事業については環境省ホームページに法人名（事務連絡担当者を含む。）及び事業の概要等を掲載します。

5 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限り、また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

なお、費目については次表のとおり分類してください。

表 循環型社会形成推進研究推進事業に関する費目

直接経費	直接研究費	謝金	事業の協力者に支払う謝金です。事業実施者には支払えません。また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「循環型社会形成推進科学研究費補助金交付取扱要領（以下、「要領」という。）」に規定している単価を超えて支給することはできません。
------	-------	----	---

旅 費	事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の発表を行うための旅費に限ります。 単価については、「要領」に規定している単価で計上してください。
備品費	研究用機械器具及び文献図書等。比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとします。 ただし、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は、借料及び損料に計上してください。
消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。 報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
光熱水料	電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。
借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。事業実施者の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
会議費	研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度となります。 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
賃 金	資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金、又は当該研究の遂行に必要な人員の賃金が対象となります。 単価については、「要領」に規定している単価で計上してください。
雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。
委 託 費	事業に直接必要な経費であり、自ら実施することが不可能な研究について他の機関等に委託して実施するための経費です。従って、委託費の合計額が直接研究費に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、別途理由書を提出してください。 また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。 委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定機関、金額、内容等見積を取得する等、できる限り詳細に記載してください。
間 接 経 費	本補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、事業の実施に伴い事業実施者において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。 直接経費（委託費を除く。）に10分の3を乗じて得た金額となります。 なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、平成22年度予算の範囲内（約3,200万円の見込み）で行います。

6 留意事項

(1) 不正な行為について

- ① 補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、担当者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成19年4月20日改訂環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとることがある。
- ② 研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日環境省総合環境政策局）に基づき体制の整備を図ること。

(2) 2 に掲げる事業の実施について

提案された事業が採択された場合、具体的な事業実施に当たり、効果的な事業の実施の観点や、研究事業との連携確保の観点などから、環境省と十分に協議して、事業の実施をしていただくこととなりますので、あらかじめご承知いただいた上で応募して下さい。

※ 本事業は、前年度に行われた「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」の課題の成果を普及させるために行われる事業等 2 ①～④に掲げる事業に限って補助されるもので、これ以外の研究成果、技術、製品を普及させるための事業ではありません。